

# 北区地域・ボランティア応援助成 申請団体募集

この助成事業は、地域の皆さまからご協力いただいた共同募金や賛助会費、  
寄附金（地域福祉基金）を財源として、北区内で活動するボランティアやN  
PO法人が福祉のまちづくりを実現するための事業や必要な備品に対し、1  
団体最大10万円の助成を行います。

**6月15日（金）応募締め切り**



©中央募金委員会

北区で地域福祉活動をしているボランティア・NPOのみなさん必見！！

3万円以下の少額申請をする団体につきましては、公開プレゼンテーションは実施せず、書類審査のみでも可能です。

この助成事業は、赤い羽根共同募金配分金の一部を財源に実施します。



## ◆ 申し込み・問い合わせ

名古屋市北区社会福祉協議会 TEL：915-7435 FAX：915-2640



北区社協マスコットキャラクター  
ふくちゃん きたちん

## 1 目的

- 北区におけるボランティアや特定非営利活動法人等の地域福祉活動への取り組みの支援のため
- 公開プレゼンテーションにより地域住民に対して応募団体を紹介するとともに交流を図る
- 社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会（以下「本会」という）の独自財源である賛助会費、寄附金（地域福祉基金）並びに共同募金への理解を深める

## 2 助成対象団体

助成金の交付対象は、名古屋市北区内で活動する非営利の次の団体とします。

（１）法人格を持たない任意団体（以下「ボランティア団体等」という。）

（２）特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という）

ただし、平成30年度中に本会から他の助成を受けている、または受ける予定のある団体を除きます。

★注意点

なお、全市域を対象とする活動や一部の地域（町内会等）に限定した活動については対象外とします。

## 3 助成対象事業

この事業目的と審査基準に合致する事業で、平成31年3月31日までに北区内で実施する地域福祉活動であるものとします。

例：ボランティアの裾野を広げるような講座を行いたい！

北区内において、異世代交流会を開催したい！

地域で住民を巻き込んだ、新しい事業を行いたい！

ボランティア活動の幅を広めるために道具を買いたい！…等

※昨年度3万円を超える申請を行った団体については、3万円を超える助成申請はできないものとします。

★注意点★

ただし、新規事業立ち上げに係る申請は可能とします。

★事業に対する助成であるため、公共団体からの委託事業・介護保険事業等自主財源を確保できる事業を行っている団体については、備品購入に係る助成は対象外となります。

なお、次の経費は助成対象としません。

- （１）会員の互助、またはそれに類する目的の事業にかかる経費  
（例：飲食代、交通費等）
- （２）人件費、不動産の購入や家賃、光熱水費、消耗品費等の団体本体の日常の運営にかかる経費
- （３）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）や介護保険制度による事業、営利目的の事業
- （４）展示会、発表会等の運営経費
- （５）その他、事業経費として不適当と本会会長が認める経費

## 4 助成金の交付金額

助成金の交付金額は、事業助成・備品助成の総額80万円を限度とし、1団体につき事業助成10万円を限度とします。また、書類審査のみの少額助成（3万円以下）

の総額は20万円程度とします。

## 5 申請方法

助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、「助成金交付申請書」(様式1-1、様式1-2)に下記の書類を添付して本会に提出してください。

- (1) 事業にかかる助成については、事業のねらい、目的、内容、予算等のわかる資料（例：平成30年度事業計画書、収支予算書等）
- (2) 備品にかかる助成については、見積書、カタログ（写）等の関係資料

## 6 申込締切日

平成30年6月15日（金）必着

## 7 審査方法

審査は、次の第一次審査から第二次審査までとします。

- (1) 第一次審査 書面審査(本会による)
- (2) 第二次審査 公開プレゼンテーション（発表）  
第一次審査通過団体は必ず参加してください。

※3万円以下の少額申請をする団体については、書類審査のみとします。ただし、公開プレゼンテーションを希望される団体につきましては、実施していただくことは可能ですので、別途事務局までご連絡下さい。

公開プレゼンテーションは平成30年7月4日（水）午後1時30分～

名古屋市総合社会福祉会館大会議室で行います。第一次審査通過団体はその場で事業の必要性について説明を行うものとします。

## 8 その他

- 審査基準は、広域性、発展性、継続性、協働性、地域での必要性、財政状況、過去の本会からの交付実績等により審査員（地域住民や地域団体、申請団体も含む）により第二次審査を行いません。
- 申請書等は返却いたしませんのでご了承ください。
- 助成申請書（様式1-2は除く）は、第二次審査の際に審査員に配布します。  
なお、申請書等に記載されている個人情報に関しては、本会個人情報保護規程に基づき適正に管理します。
- なるべく多くの団体に応募していただくために、1団体1事業のみの申請とさせていただきます。ただし、他の団体と協働した事業を行うための申請はこの限りではありません。
- 審査の結果、助成金不交付または申請額の一部のみ交付となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

その他の審査基準や報告等の詳細については、実施要項をご覧ください。本会ホームページよりダウンロードできます。  
(<http://www.kitashakyo.jp/>)



じぶんの町を良くするしくみ

### 赤い羽根共同募金とは？

毎年10月1日から12月31日まで「赤い羽根」をシンボルに行われる募金運動で、集まった募金は民間の福祉活動を推進するための貴重な財源となっています。

北区で集まった募金のうち約3割は愛知県内の福祉施設などに配分され、約7割が区の民間の福祉活動に配分されています。子育て世代や高齢者のサロン活動を始めとした各学区の地域福祉推進協議会事業、障害者施設・団体の外出支援事業やイベントなど、多くの福祉活動に活用されています。



### お問い合わせは

社会福祉法人  
名古屋市北区社会福祉協議会

〒462-0844

北区清水四丁目17番1号

北区在宅サービスセンター内

電話 915-7435

FAX 915-2640

 交通アクセス 

- 地下鉄黒川駅1番出口より  
徒歩8分

